

1. 議事日程（平成27年第1回北広島町議会定例会）

平成27年3月23日

午前10時開議

於議場

- 日程第1 議案第1号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 日程第2 議案第2号 教育長の勤務時間、休暇等に関する条例
- 日程第3 議案第3号 大塚ふれあいセンター設置及び管理条例
- 日程第4 議案第4号 北広島町開発行為の適正化に関する条例
- 日程第5 議案第5号 北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第6 議案第6号 北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第7 議案第7号 北広島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例
- 日程第8 議案第8号 北広島町有千代田住宅管理運営基金条例
- 日程第9 議案第9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 北広島町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第12号 北広島町豊平病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第13号 北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第15号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第16号 北広島町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第17号 北広島町環境保全に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第18号 北広島町立保育所（園）設置条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第19号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第20号 北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第21号 北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第22号 北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第23号 北広島町千代田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第24号 北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 日程第25 議案第 25 号 指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第 26 号 町道の路線の認定について
- 日程第27 議案第 27 号 町道の路線の変更について
- 日程第28 議案第 28 号 負担付きの贈与を受けることについて
- 日程第29 議案第 29 号 平成26年度北広島町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第30 議案第 30 号 平成26年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第31 議案第 31 号 平成26年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第 32 号 平成26年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第33 議案第 33 号 平成26年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第34 議案第 34 号 平成26年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第35 議案第 35 号 平成26年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第 36 号 平成26年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第 37 号 平成26年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第38 議案第 38 号 平成26年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第 39 号 平成26年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第 40 号 平成26年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第41 審 査 報 告 予算審査特別委員会審査報告
- 日程第42 議案第 41 号 平成27年度北広島町一般会計予算
- 日程第43 議案第 42 号 平成27年度北広島町国民健康保険特別会計予算
- 日程第44 議案第 43 号 平成27年度北広島町下水道事業特別会計予算
- 日程第45 議案第 44 号 平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第46 議案第 45 号 平成27年度北広島町介護保険特別会計予算
- 日程第47 議案第 46 号 平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第48 議案第 47 号 平成27年度北広島町電気事業特別会計予算
- 日程第49 議案第 48 号 平成27年度北広島町芸北財産区特別会計予算
- 日程第50 議案第 49 号 平成27年度北広島町診療所特別会計予算
- 日程第51 議案第 50 号 平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算
- 日程第52 議案第 51 号 平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第53 議案第 52 号 平成27年度北広島町水道事業会計予算
- 日程第54 議案第 53 号 平成27年度北広島町豊平病院事業会計予算
- 日程第55 同意第 1 号 教育長の任命の同意について
- 日程第56 同意第 2 号 北広島町教育会委員の任命の同意について
- 日程第57 同意第 3 号 副町長の選任の同意について
- 日程第58 審 査 報 告 請願・陳情等の常任委員会審査報告
- 日程第59 陳 情 審 査 陳情第8号 「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」
提出のお願い
- 日程第60 陳 情 審 査 陳情第10号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について
(要望)
- 日程第61 陳 情 審 査 陳情第17号 「特定秘密保護法の廃止を求める」意見書採択を求める
陳情

- 日程第62 陳情審査 陳情第19号 「集团的自衛権の行使容認「閣議決定」の撤回等を求める」意見書採択を求める陳情
- 日程第63 陳情審査 要望第8号 幹線道路の交差点等への防犯カメラの設置の支援・助力の要望
- 日程第64 陳情審査 要望第10号 平成27年度税制改正に関する提言について
- 日程第65 陳情審査 陳情第23号 平成27年度予算措置について（お願い）
- 日程第66 発議第2号 北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第67 発議第3号 北広島町議会基本条例
- 日程第68 閉会中の継続審査の申し出（1件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 浜田芳晴	2番 中田節雄	3番 久茂谷美保之
4番 藤堂修壮	5番 梅尾泰文	6番 森脇誠悟
7番 柿原徳則	8番 室坂光治	9番 中村勝義
10番 伊藤久幸	11番 真倉和之	12番 藤井勝丸
13番 蔵升芳信	14番 田村忠紘	15番 美濃孝二
16番 大林正行	17番 宮本裕之	18番 加計雅章

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 清水孝基	教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦	大朝支所長 渡辺義男	豊平支所長 藤浦直人
危機管理監 松浦誠	総務課長 中原健	財政課長 信上英昭
企画課長 古川達也	税務課長 畑田正法	福祉課長 清水孝幸
保健課長 多田誠子	農林課長 山根秀紀	建設調整監 土井亮三
町民課長 輪田孔俊	上下水道課長 清水繁昭	消防長 田辺弘司
学校教育課長 細部俊彦	生涯学習課長 石坪隆雄	商工観光課長 隅田好則
会計管理者 三宅正登	国土調査事務所長 石川 斉	豊平病院事務部長 佐々木靖志

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 佐伯孝之 議会事務局 中川和美

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第1号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

○議長（加計雅章） 日程第1、議案第1号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃です。この条例は、提案理由でも明らかなように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴うものであり、今議会には、5本の関連する条例が提案されています。そもそもこの法は、教育委員会の制度を大きく創り変えるものであり、教育委員会を代表する教育委員長のポストをなくし、その職務を教育長に与え、教育長は首長が任命するものであります。そして教育長は、教育委員会のトップとして大きな権限を持つこととなります。そのため、法案の審議過程において、首長が任命する新教育長を教育委員会のトップに据え、教育長に対する教育委員会の指揮監督権限を奪うことになるのではないかとか、教育施策の方針となる大綱を首長が策定し、教育委員会を首長任命の教育長の支配下に置くことで、教育行政の首長の介入に道を開くことになるのではないかと懸念が出されました。そこで、次の点を確認のため伺います。6点あるんですが、簡単に言います。新教育長は、教育委員会の委員かどうか。2つ目は、任命の議会同意の際、所信表明等は行わないのか。3つ目、新教育長と教育委員会とどちらに根本的な権限があるのか。4つ目は、教育長の代理は誰なのか。5点目は、教育委員会の委員による教育長に対するチェック機能はどうなっているか。6点目は、教育委員会の議事録は公表されるのか。また、どのように公表していくのか、この6点について伺います。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（細部俊彦） 今回の新教育長の制度移行につきましては、先ほど美濃議員が言われたとおりに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が今年度4月1日から施行されるためでございます。まず、ご質問の1点目ですけれども教育委員であるのか、今までは教育委員でございましたけれども、今回は教育長ということで、教育委員会の組織の中には入りませんが、教育委員自体ではないということです。2点目、所信表明のことがございましたけれども、ルールの所信表明というのは、当然あってしかるべきだと思います。それから、教育委員の代理というのがございましたけれども、これは教育長が任命、教育委員から任命するというふうになっております。指名をするという形になっております。それからチェック機能でござ

いますけれども、あくまでレイマンコントロールというのは存在しておりますので、教育委員会の教育につきましては、教育委員会でしっかり協議することになっておりますから、そこは問題はないと思っております。議事録の公開でございますけれども、これまでも議事録の公開しておりますけれども、具体的に今まではホームページ等では公開しておりませんので、当然公開すべきだというふうに、ホームページになるかどうかというのは、今から決めていきます。もう1点ありましたけれども、教育委員と教育長、当然教育委員会で話をして、その中で協議をして決めていくことですから、教育長が決めていく、今回の改正というのはいろいろありますけれども、今まで教育委員長と教育長というのがなかなかわかりづらかったということで、教育長は事務的な代表者でございます、あくまで教育委員会の代表者は教育委員長だったということで、なかなかいろんな諸問題に対するスピード感が足りてないとかというふうなことが国のほうではいろいろ議論になりましたけれども、特にいじめの問題であるとか、特に滋賀県大津のほうで発生したところから発生したということでございますけれども、当然教育委員会の中で決めていきますので、北広島町は今までも町長としっかり協議はしておりますので、制度移行に伴って大きく物事が変わるというふうな認識は教育委員会としては持っておりません。以上です。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） その辺がなかなか当初のいろんな考え等あったんですが、審議過程の中で、それを生かしてきているということで6点お伺いしたのは、最初に言えばよかったんですが、7月17日、去年の通知の中に全部書いてある。ですから、これに従いながらやっていくということは確認できました。議事録の公開なんですけれども、ホームページ等でも、こういうのもやれよとは書いてあるので、ぜひ、いつごろからされるのかだけ伺います。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（細部俊彦） ホームページの公開でございますけれども、速やかにやりたいというふうな気持ちは持っておりますけれども、これは27年度に新しく教育委員会の中で決めていくことでございますから、私が今ここでやりましょうということは、ちょっと難しいということでございます。当然すべきだとは思っております。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第1号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第1号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第2号 教育長の勤務時間、休暇等に関する条例

○議長（加計雅章） 日程第2、議案第2号、教育長の勤務時間、休暇等に関する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これを

もって討論を終わります。これより議案第2号、教育長の勤務時間、休暇等に関する条例を採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第2号、教育長の勤務時間、休暇等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第3号 大塚ふれあいセンター設置及び管理条例

- 議長（加計雅章） 日程第3、議案第3号、大塚ふれあいセンター設置及び管理条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第3号、大塚ふれあいセンター設置及び管理条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第3号、大塚ふれあいセンター設置及び管理条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第4号 北広島町開発行為の適正化に関する条例

- 議長（加計雅章） 日程第4、議案第4号、北広島町開発行為の適正化に関する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。15番、美濃議員。

- 15番（美濃孝二） 15番、美濃です。第6条の中に、これ同意という点で、土地建物の権利を有する者、行政区長、水利関係代表者の同意が得られるよう説明会等を行い、あらかじめ必要な調整を図らなければならないとなっています。この中で、気になるのは水利関係代表者だけになって、その他の水利関係者の同意がなくていいのかどうか、必要な調整というのがありますが、例えば今言ったように代表者以外の同意はなくても許可できるんじゃないかというふうに思うんですが、それはどういうふうに理解してよろしいでしょうか。

- 議長（加計雅章） 町民課長。

- 町民課長（輪田孔俊） 水利関係者の同意ということでございますけれども、今までの開発関係の取り扱いにおいても、一応同意が得られるようにということで指導してきているところでございますので、それをそのまま今回の条例の中にも引き継いでいるというふうに思っております。ですから、それぞれの水利にはいろんな方が何名か、何十名かということもあるかと思いますが、その中の基本的に代表者の同意をとっていただいてということで指導していきたいというふうに思っております。以上です。

- 議長（加計雅章） 美濃議員。

- 15番（美濃孝二） そのまま移ってきたわけですが、これは、法は違うと思うんですが、都市計画法の中の第33条では、相当数の同意という言い方もしているんです。土地等の権利者の相当数の同意ということで、やはり代表者だけというのは非常に心配だという危惧があるわけ

ですが、新しく条例をつくるに当たって、その点は全く検討されなかったのかどうかお伺いします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 基本的に代表者の同意ということになれば、その代表者の方は水利に係る方とも当然話し合いなりがある中で、同意はされているというふうに理解しておりますので、そのほかの水利権者の皆さんの同意をとということではなくて、代表者の同意で問題が発生するという思いは持っておりません。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第4号、開発行為の適正化に関する条例について反対討論を行います。住民の同意のない開発を認めることはできないことは明らかです。ところが、この条例では、住民の同意を十分に保障していないと考えられます。質疑でも申しましたが、第6条の開発区域周辺の住民等との調整の条項で、同意を得られるよう説明会等を行い、あらかじめ必要な調整を図らなければならないとしていますが、その中で、水利権者は代表者となっており、代表者が同意すれば認めることになるかと危惧します。北広島町は広島市に隣接する豊かで貴重な自然を有する地域ではありますが、それを破壊する開発行為の危険に常にさらされています。だからこそ、これを許さない毅然とした条例を制定する必要があると考えます。その点で、この条例の規定には不十分な点があり、反対するものです。議員の皆さんのご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第4号、北広島町開発行為の適正化に関する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（加計雅章） 起立多数です。したがって、議案第4号、北広島町開発行為の適正化に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第5号 北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

○議長（加計雅章） 日程第5、議案第5号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第5号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第5号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第6号 北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

○議長（加計雅章） 日程第6、議案第6号、北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第6号、北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第6号、北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第7号 北広島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例

○議長（加計雅章） 日程第7、議案第7号、北広島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第7号、北広島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第7号、北広島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第8号 北広島町有千代田住宅管理運営基金条例

○議長（加計雅章） 日程第8、議案第8号、北広島町有千代田住宅管理運営基金条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾であります。この条例は、2012年に旧雇用促進住宅を譲渡していただいております建物だろうというふうに思うわけでありまして、今、この雇用促進住宅、町有住宅であります、その入居率と大体平均で家賃がどのぐらいなのかということ、そして、これから基金を積み立てて家賃と駐車場の使用料等を積み立てて、これから運営等に当たるための基金をとということですが、年にどのぐらい、これから積み立てようか、あるいは、これから何年かけて目標額がどのぐらいなのかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 建設調整監。

○建設調整監（土井亮三） 町有千代田住宅の入居率ということですが、随時募集につきましては1号棟につきましては1戸、2号棟は4戸、政策空き家3戸ということで、入居率が93.3%となっております。政策空き家を除く入居率につきましては95.7%。これから3月ということで異動の時期なんで、多少は入れ変わると思いますが。それと家賃につきましては、2階が一番高くて3万円、1階が2万9000円、3階が2万7000円、4階が2万6000円、5階が一番安くて2万5000円です。基金の積立額ですが、大体家賃収入が4000万から3500万ぐらいの間だろうと思います。それから必要歳出を引きまして、大体年間で2000万程度積み立てる予定にしております。期間につきましては、大規模修繕というのがこれから見込まれるということ差し引きまして、大体10年で2億円を目標にしております。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） かなりの入居率が高い政策空き家という言葉をお聞きしていただきましたが、多分何かあったときに受け入れられるような空き家をとっておくということだろうと思いますが、この住宅自体が120戸あるわけでありまして、95.7%の入居率ということで、非常に高いというふうにお聞かせをいただきました。それと家賃であります、今のように1階から5階までの家賃の額が違うわけでありまして、これは所得に応じて、あるいは家族構成に応じて変更があるというふうな性格のものではないのでしょうか。それから、これからの基金の積み立てであります、10年間で2億円を目標ということですが、あと10年経った後に2億円あれば十分足りるというふうに試算をされておられるのか、いやそうはいつでも、またこれから先に大型の改修もあつたりするから、そのときはそのときでまた考えていかなければならないけれども、それまでの間こういう目標を立てて取り組みをしていくんだという思いだろうというふうに思いますが、そこのお聞かせを願いたいと思います。

○議長（加計雅章） 建設調整監。

○建設調整監（土井亮三） 家賃については、家族構成等で変更はありません。あくまでも階数によります設定の家賃でございます。積み立て目標の2億でございますが、これは10年経った後でまた再検討させていただければと思います。大規模改修等、それから最後解体する費用、最終処分などのことを考えて、また、そのときに考えさせていただければと思います。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 家賃収入、あるいは駐車場収入を基金に積み立てをということで準備されるのは非常にいいことだというふうに思うわけでありまして、その財源も大事であります、今3棟建っている建物の西側に町有の空き地があるわけでありまして、その処分について、もう随分前から4444万円だったと思いますけれども、売りに出しましたけれども、買い手がなかったということがあります。その収入という部分についても、この基金に組み入れるよというふうな形の考え方ができないのかということになります。基金の関係でつながりがあるということでお聞きをしてみるわけでありまして、いかがでございましょうか。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（清水孝基） 旧雇用促進住宅、町有住宅の空き地の部分については、これまでいろんな経緯を持ってきております。もう1棟建てるという時代もありましたし、町有での売却ということで、いろいろ販売をかけたという経緯もあります。これから先のところの状況がどのよう

になっていくかということについては、また整理をしながら、販売ができればしてまいりたいと思いますし、調整をしていきたいというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 建設調整監。

○建設調整監（土井亮三） 先ほど家賃について答弁しましたが、金額について訂正があるのでお願いします。4階、5階の家賃なんですけども、正しくは4階が2万8000円、5階が2万6000円です。3階につきましても2万9000円です。訂正します。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第8号、北広島町有千代田住宅管理運営基金条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第8号、北広島町有千代田住宅管理運営基金条例については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第9、議案第9号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃です。この条例は、新教育長を特別職にする条例ではありますが、その中に寒冷地手当について廃止がされています。これは、その他の職員の給与、手当に関する条例にも共通するわけですが、なぜ廃止されるのかについて伺います。今回の人勧でという理由かもしれませんが理由をお答えください。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（中原 健） 寒冷地手当につきましては、今申されましたように人事院勧告の中で、地域が廃止されたということに伴いまして寒冷地手当を廃止するという事で協議をさせていただいて、職員労働組合のほうも納得していただいたことに伴って、今回条例を上げさせていただいております。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 今あったように人勧の関係なんですけど、これは国家公務員の寒冷地手当支給地域として、これまで旧芸北町のところが4級ということで指定されていましたが、これが削除されたところ安芸太田町が新たに指定されています。これはなぜなのか。その指定する基準、基準値とあわせて答弁をお願いします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（中原 健） 今回の寒冷地手当の見直しにつきましては、合併町村にありましては役場の所在地という規定がされております。ということは、北広島町でいいですと、千代田地域にありますこの本庁舎、それから安芸太田町におきましては、元の戸河内にあります庁舎のほうの本庁になっておりますので、そこが基準とされております。そのため、寒冷地の基準であ

ります要件を満たさないということで北広島町については廃止されましたし、安芸太田のほうにつきましても、その条件に当てはまるということで、そちらが登録されたというようなことになっております。以上です。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 私が聞いたのはもう一つありました。基準値、例えば温度と積雪だと思うんですが、ここに該当すれば国のほうで指定するよという、それがあると思うんですが、それはわかりませんか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（中原 健） 基準につきましては、積雪が80cm以上、または月平均気温が0℃という基準がございます。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾でございます。美濃議員と関連するわけではありますが、寒冷地手当の件であります。12月にこの案が事前に出されたときに私も質問したんでありますが、まず、この寒冷地手当、手当を受けておられる職員の方が何人で、トータル額で幾らですかというのを12月に聞きましたが、そのときは24年度の数字でありましたけれども、病院、消防も含めて55人、金額で314万8000円ということでございました。この金額は、それこそ昔の暖房をとるための薪代というふうな形で支出をされてきた非常にその地域にとっては寒さ対策のために必要な手当であります。もう一度そのところを数字も含めてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（中原 健） 27年度ということで、対象者は現在のところ54名、総金額にしまして318万2800円ということになるかと思っております。寒さ対策ということでありまして、言われることは私もよく分かります。ただ、それだけをもって、この手当を出していけるのかといいますと、そういうふうには考えておりませんで、やはり人事院勧告を今まで準じてやっていこうということで、ずっとこれまでも職員とは話をさせてもらっておるところでございまして、そういった基準を無視してやるということは現在のところ考えておりませんので、人勧に準じた方法で今回もやらせていただくということでお願いをしておるところでございます。

○議長（加計雅章） 5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 人勧は国の職員に対して出た勧告ではありますが、それに準じて行っているというのは承知をしております。そしてまた総務課長もその寒冷地手当の実情といいますか、必要性については分かるものの、そういう状況にはないよということも分かるわけではありますが、先ほど安芸太田の例が出されましたけども、安芸太田も寒冷地手当が今まではなかったわけですが、基準が変わって寒冷地手当が出るというふうになってきました。これも国家公務員への勧告でありますから、地方自治体への採用等については、そのようなことを参考にして決めるわけではありますが、今私がお聞きしておる情報としては、安芸太田町は国の公務員が勧告されたけれども、町はそのとおりにしないというふうなこともあるわけがありますから、一概に国のとおりにしていくよということを選択しないという選択肢もあるわけがありますが、再度お聞きをいたしたいと思っております。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（中原 健） そういった考えもあろうかというふうには思います。しかしながら、町

民感情等いろいろ勘案するところと、それから先ほど申しましたように、人勸準拠という考え方を今のところ変える予定はございませんので、今回は廃止の方向で、ここに条例上程をさせていただきます。

- 議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第9号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に反対の意見を述べます。この条例は、新教育長を一般職から特別職にするためのものです。この中の第4条では、通勤手当等の寒冷地手当を廃止しています。これは人勸が指摘した新たな気象データに基づくと言いますが、実際とはかけ離れていることでもあります。第1は、合併により役場所在地が測定地となり、現状を正しく反映していないことです。芸北地域は、先ほど測定値とありましたが、メッシュ平年値2010という30年間の平均値で出ているわけですが、芸北地域は、その中で、積雪量は180から200を超えるというふうにも図で示されています。先ほど話のあった積雪量80センチを大幅に超えています。逆に先ほど話がありました安芸太田町が新たに4級地に指定されましたが、北広島町民誰もが納得できないものであり、廃止する理由とは到底認めることができません。第2に、人勸の指摘には必ず従わなければならないものではないことです。先ほど指摘もありましたが、新たに指定された安芸太田町は独自の判断で寒冷地手当を支給しないこととしております。そうであるなら、町の判断で、従来の旧芸北地域の寒冷地手当は残すこともできるのです。全国と比べても積雪の多い芸北地域では、他地域より費用はかかります。よって、これを機械的に廃止することには賛成できません。なお、寒冷地手当廃止の条例は、この後も提案されていますので、反対する意思を表明しておきます。議員の皆さんのご賛同をお願いします。
- 議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第9号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- 議長（加計雅章） 起立多数です。したがって、議案第9号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第10、議案第10号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第10号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第10号、特別職の職員で非常勤のものの

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 1 議案第 1 1 号 北広島町職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第 1 1、議案第 1 1 号、北広島町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第 1 1 号、北広島町職員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第 1 1 号、北広島町職員定数条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 2 議案第 1 2 号 北広島町豊平病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第 1 2、議案第 1 2 号、北広島町豊平病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第 1 2 号、北広島町豊平病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手多数です。したがって、議案第 1 2 号、北広島町豊平病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 3 議案第 1 3 号 北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第 1 3、議案第 1 3 号、北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第 1 3 号、北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手多数です。したがって、議案第13号、北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第14、議案第14号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありますか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。人勧により平均2%引き下げをする条例であります、最大で4%程度になります。全体で削減額は幾らになるのか、試算されてましたら、お答えください。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（中原 健） 約1080万円というふうに試算されています。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありますか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第14号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対し反対討論を行います。第1は、給与の平均2%引き下げです。今、春闘で民間給与は近年最大の賃上げが行われているにもかかわらず、公務員給与を引き下げるとは、年金受給者、民間賃金への悪循環を引き起こし、景気回復にも今後の中小企業の賃上げにもつながらないということでもあります。若い人の給与は今回維持することになってますが、現状維持とし引き上げてはいません。これでは景気回復も若者の人材確保も見通しが立ちません。第2に、寒冷地手当の廃止です。これは先ほども述べましたが、人勧のデータが現実と大きくかけ離れていることです。以上の理由により、この条例に反対します。議員各位の賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありますか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第14号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（加計雅章） 起立多数です。したがって、議案第14号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第15号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第15、議案第15号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありますか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありますか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第15

号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第15号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第16号 北広島町行政手続条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第16、議案第16号、北広島町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第16号、北広島町行政手続条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第16号、北広島町行政手続条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第17号 北広島町環境保全に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第17、議案第17号、北広島町環境保全に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第17号、北広島町環境保全に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第17号、北広島町環境保全に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第18号 北広島町立保育所（園）設置条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第18、議案第18号、北広島町立保育所、園、設置条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第18号、北広島町立保育所、園、設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定する

ことに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第18号、北広島町立保育所、園、設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第19号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第19、議案第19号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありますか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。介護保険制度が導入された時点からの本当は保険料の変化を聞きたいんですが、合併をしたために合併する前4町違いましたし、難しいので、10年前の合併時の基準でもいいですし、平均でもいいんですが、基準保険料は幾らだったか。今回の基準保険料と比べると、どれくらい増えたのか伺います。
- 議長（加計雅章） 保健課長。
- 保健課長（多田誠子） 第3期の介護保険事業計画が合併して最初の計画だと思いますけれども、そのときの基準額は4380円でした。今回と比べますと1961円増えることになります。
- 議長（加計雅章） 15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 大分引き上がっているようです。この引き上げによって保険料全体の収入は、予算書に基づきますと4000万円増えています。1人当たり平均5000円程度とこのことですが、年間。実際には1万円近くにもなっています。当然1万円を超えている方もある。考え方を伺いたいたいんですが、一般会計からの繰り入れで引き上げを回避するつもりはないかどうか伺います。
- 議長（加計雅章） 保健課長。
- 保健課長（多田誠子） 一般会計からの繰り入れは原則認められていないということで、繰り入れられる意思是今のところはございません。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑はありますか。5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 5番、梅尾泰文であります。この改正は、今言われた10年前と比べて1961円の保険料が増えるということでありまして、説明を受けたときに、料の考え方は、国の省令で決まっているということでありまして、今までが8ランクあったのが9ランクになったということで、全体的な数字を見させていただいても額が増えているということでありまして、その中であって、ランクを見ますと、4つぐらいのランクで逆に減額になっているのかなというところがあるやに思うんですけども、そのところは国が示した数字であるということには間違いはないんでしょうが、どのような受けとめ方をしておられますか。8ランクから9ランクになって、それぞれのランクごとの保険料額が示されておりますけれども、その中に4ランクぐらい、9ランク中4ランクぐらい下がっているというところがあるわけでありまして。下がることについては非常に介護保険の利用者の方も喜ばれるというふうに思いますが、そのところをどういうふうな形で、上がったところもあれば下がったところもあるのかという整理をしておられると思いますので、お聞きをしてみたいと思います。



- 議長（加計雅章） 保健課長。
- 保健課長（多田誠子） 今まで、国は6段階を示しておりまして、当町の場合には多段階をしてもいいというふうなところがありましたので、弾力化をするということで特例を持っておりまして、8段階で多段階にさせていただいているんですけども、今回国が9段階というのを示してきましたので、そちらのほうに合わせさせていただきました。それぞれの段階につきましては、上がる段階、下がる段階あるわけですけども、現行で第1段階と第2段階の方については、今回国が示しております第1段階に合わせさせていただいたということで、その部分については、第2段階の低所得の方につきましては、かなり減額になるというふうに思っております。低所得者の方には少し上がり幅を少なくするというふうな配慮をしたつもりで国のほうに合わせさせていただきました。以上です。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第19号、介護保険条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。この条例は、今後3年間の介護計画に基づき保険料を引き上げるものです。しかし、導入当初の平成12年の介護保険料の全国平均は月2911円でしたが、今年度第5期の保険料は全国平均で4972円、約倍にもなっています。さらに来年度からの第6期には、北広島町のように全国で引き上がる可能性が非常に強いと言われていています。厚労省の資料では、このままでは10年後の2025年には、さらに2倍近い8200円と予想しています。北広島町の今回の保険料引き上げは、ほとんどの段階で、年4500円から1万2000円引き上げです。基準段階の月額が5580円が6341円になり、13.6%、761円の引き上げです。現在でも介護保険料の負担は重く、暮らしを苦しめているとの声があります。今、年金は削られ消費税は増税、物価は上がる、その上、米価は下落し、この上介護保険料が値上げされれば、年金生活者やお年寄りの生活は苦しくなるばかりだとの悲鳴が上がっています。15年前の導入時と比べ、倍にもなっています。なぜこんなに高くなったのか。理由として、お年寄りが増えた、介護施設が増えたと説明しますが、最大の要因は、国が補助率を半分に減らしたからです。では町として何もできず、引き上げはやむを得ないのでしょうか。質疑で、一般会計から繰り入れしてでも引き上げをやめるよう求めましたが、原則認められておらず、その意思はないとのことでした。介護保険会計に一般会計から繰り入れできないのか調べてみると、次のように、国は繰り入れを認めていることがわかりました。2002年3月19日の参議院厚生労働委員会で、日本共産党の井上美代議員が質問し、当時の坂口大臣が次のように答弁しています。絶対だめだと、やめろということまで言ってない、奨励はしないが皆さん方、自治体のことですが、その主体性を尊重しているとのことでした。当時で100以上の自治体が繰り入れして保険料の引き上げを抑えているとのことでした。そうであるなら、今こそ繰り入れしてでも暮らしを圧迫している介護保険料の引き上げをやめるべきです。その提案を受け入れられないようでは引き上げに反対するのは当然です。皆様のご賛同をお願いいたします。
- 議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第19号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- 議長（加計雅章） 起立多数です。したがって、議案第19号、北広島町介護保険条例の一部を

改正する条例は、原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。11時10分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 02分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第20号 北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第20、議案第20号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第20号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第20号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第21号 北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第21、議案第21号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終

われます。これより議案第21号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第21号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第22号 北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第22、議案第22号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第22号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第22号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第23号 北広島町千代田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第23、議案第23号、北広島町千代田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑ありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論ありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第23号、北広島町千代田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第23号、北広島町千代田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第24号 北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第24、議案第24号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の

一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第24号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第24号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 議案第25号 指定管理者の指定について

- 議長（加計雅章） 日程第25、議案第25号、指定管理者の指定についてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 5番、梅尾でございます。これは公の施設が非公募によって地元を中心とということですが、68施設の建物等を指定管理するというものでありますけれども、まず、68の施設ですから、全て私たちも把握し切れてはいないんですけれども、これを提案されるには5年、あるいは3年という施設がありますけれども、まず、非公募でありますから、これまで指定管理をされていた事業所、あるいは地域でのかかわりの部分についてしっかり精査をしておられると。その上で再び指定されるということですが、前回の指定管理をしているところと、このたび指定管理をしたところ以外に変更のあったところがあればお聞きをしてみたいと思います。
- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（中原 健） 提案をさせてもらっている中で、指定管理者は異なってきたという場所ということでよろしいでしょうか。一番最初にありますNo.1でございますけれども、芸北運動公園、ここが今回は総合型地域スポーツクラブ芸北道場というふうに変更になっております。以上1件と思います。
- 議長（加計雅章） 5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 経験のあるところが引き続いて指定管理をされるということですが、例えば今指定管理しておられるところがほとんどですから、実績等について不適切なといいますか、運営上、契約を交わしていること以外の用途に使われているということはありませんか。お聞きをします。
- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（中原 健） 相対的に今回指定をするときに検討会をやらせてもらっております。そのときに各施設につきまして問題があるとか、指定管理者に問題点があるとかということは、その席では出ておりません。ということで、今回この議案を提出させていただいております。
- 議長（加計雅章） 5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 地域の方たちに管理をしていただくということで、非公募でいいというふうにも私も思うわけですが、ただ、契約はしているけれども、丸渡しでその施設自体を、本来貸館であれば使用するときにお貸しをするというふうなルールであるものが、すっかり、

どうぞ家賃を払って貸してあげましょうというふうなことで使われることが本来の町と指定管理者との契約の中であり得ることなのかなということもあったりしましたので、そこら辺も検討の上で、この指定管理の68カ所が決まったのかなというふうに思いますので、そのところ、契約どおりに物事が進んでいるということがはっきりおっしゃることができるなら、そのようにお伝え願いたいと思います。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（清水孝基） それぞれ指定管理で68カ所出させてもらっております、今回は。それぞれ担当課があります。担当課には担当がおります。実績報告が出てきますということで、その実績報告の中ではありますけれども、それとあとは運営上疑義があったりすれば、照会等もあると思いますけれども、そういうところでのチェックをかけたりにしているというふうに思っております。先般の指定管理の審査会のところでも、そのところやなんかは含めてお願いを、各課、各担当のところへお願いをしながら審査会をしているところであります。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第25号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第25号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第26号 町道の路線の認定について

○議長（加計雅章） 日程第26、議案第26号、町道の路線の認定についてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第26号、町道の路線の認定についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第26号、町道の路線の認定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第27 議案第27号 町道の路線の変更について

○議長（加計雅章） 日程第27、議案第27号、町道の路線の変更についてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。17番、宮本議員。

○17番（宮本裕之） 17番、宮本でございます。議案第26号とも関連するんですが、これによって、町道の路線、全路線が何路線になって、延長総キロ、どれだけ増えるんでしょうか。お聞かせください。

○議長（加計雅章） 建設調整監。

○建設調整監（土井亮三） 路線数については、ちょっと今資料持ち合わせておりませんので、また後で回答させてください。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 24分 休憩

午前 11時 34分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開いたします。建設調整監。

○建設調整監（土井亮三） 町道の路線数とキロ数ということですが、今回の7路線とキロ数を加えて、全体で、本数につきましては1409路線、町道延長につきましては861Kです。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 総延長861Kという長さ、この長さは約東京まで行くぐらいな距離数でございます。こういった議案が出るときに、やはり説明するとき、今回の路線変更によって、そういった数値というのは既に把握していただいておりますが、やはりそういった説明をこれから必ずしていただきたいと、これを要望して終わります。

○議長（加計雅章） 建設調整監。

○建設調整監（土井亮三） どうも失礼しました。今後、こういうキロ数については調査のもとに臨みたいと思います。済みませんでした。

○議長（加計雅章） これより議案第27号、町道路線の変更についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第27号、町道の路線の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第28号 負担付きの贈与を受けることについて

○議長（加計雅章） 日程第28、議案第28号、負担付きの贈与を受けることについてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第28号、負担付きの贈与を受けることについてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第28号、負担付きの贈与を受けることについては、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第29号 平成26年度北広島町一般会計補正予算（第7号）

○議長（加計雅章） 日程第29、議案第29号、平成26年度北広島町一般会計補正予算第7号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありますか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃です。今回の一般会計補正予算の目玉は、地方創生関連の国の交付金約7000万円をどういうふうを活用するかということがあると思います。一つ一つはこの間の委員会等々であったんで伺いませんが、その中で特に来年度に絡む北広島町総合戦略、これも今議会で議論がありましたが、そういう議論を踏まえて、現時点でどのように立てていくのか、基本的な考え方、策定のための基本等をお示してください。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（古川達也） 総合戦略につきましては、名前のとおり、これは総合的な計画を作れという、これは国の指示でございます。計画期間は5年間でございます。平成27年からの5年間ということになります。分野別に国が出しております目的であります、人口減への対策ということが中心になっていこうかと思えます。まず、北広島町版の人口ビジョン、これを作成をしていきます。それに従って総合的な戦略をつくっていくということになります。長期総合計画ともかぶるところがございますので、当町といたしましては、あわせた総合計画を策定をしていきます。平成27年度中に策定をする予定でございますが、極力早い時期に総合戦略のほう策定をしていきたいと思えます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） そうしますと、5年間の計画になりますが、国のほうはどれぐらいの予算額、交付金含めて、どれぐらいのこの予算を考えて策定されるのかを伺いたい。特に数値目標も立てることが義務づけられておりますので、かなり具体的な話にしていかないとかならないと思えます。その辺で、予算、財源、その規模。それともう一つは、具体的な話の中で、補正予算で、地方創生先行分の中に、子育て世帯への家庭ごみ袋無料配布というのが今回入りました。いろんな健診時に30枚お渡しするということは聞きましたが、月何枚ぐらいを想定されておられるのかということ伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（古川達也） 財源については、これは示されておられません。国の平成26年度補正予算でございますが、これが実質的な27年度の地方創生分の予算ということになります。それ以降については具体的な財政的なものは示されておられません。以上でございます。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（古川達也） ごみ袋の配布につきましては少し資料を用意いたしますので、後ほどご返答いたします。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） まず、財源がなくて5年間の総合計画が立てられるのかどうかなんですよ。

来るかどうかもわからない、もともと厳しい財政状況なんで、それどういうふうにして考えて、当然計画を出したら、国が認めてくれれば来るという話かもしれませんが、その辺の考え方を伺いたい。ごみ袋の問題ですけど、私が考えますと、4回の健診で30枚ずつ120枚と。3年間、おむつ、おむつなんですね。3年間考えますと大体月3枚ぐらいにしかならない。人によって違う、細かい話かもしれませんが、ある意味重要なんですよ。1日大体20枚ぐらい使うという話がよく聞きます。そうすると何枚ぐらいごみ袋に入るかわかりませんが、大きいので40枚ぐらい入ったとしても、月15枚のごみ袋が必要だと思うんです。そうすると、15枚必要なのに3枚しか来ない。これでは子育て支援の目玉になるのかどうかということなんです。これはほかの関係も全部あると思うんです。議論でもありましたが、これぐらいの予算規模で本当に役に立つのかという話もあったんです。だから、その辺で一番わかりやすい話としてごみ袋を出したわけですが、その辺の考えを伺いたい。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（古川達也） 今回の総合戦略でございますが、これはあくまで計画でございます。その中で目標設定をして、さらに施策上の細かい目標数値も設定をなさいたいということになってまいります。まずは計画作りをいたしまして、その後、それに沿った事業計画を作っていくということになろうかと思えます。ですから、総合戦略は予算規模が幾らであるとか、そういったものではなくて、例えば定住人口の何人の増加を目標に個別の政策をつくっていくというような形になってまいります。個別な事業予算その他につきましては、また別なことが示されると思えます。地方創生分の財源としては、国のほうからは、まだ何も示されてはおりません。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（古川達也） ごみ袋でございますが、これは試算でございますが、平成27年度の対象人数が約440人、試算といたしまして30枚の4回というような計算をしております。ごみ袋の使用につきましては個人差もあろうと思えますので、これで全てが満たされるというふうには考えておりません。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 6番、森脇です。地方創生の先行分についてですが、本来27年度で単町費でやっていこうという事業の中で、地方創生先行分ということで、このたび補正で相当大きな額が上がっているわけですが、いろんな事業の中で26年度の予算で27年度に繰り越してやるということですけども、予算が不足した場合は、その不足分は単町費で賄っていく計画なのか、あるいは、その反対に余った場合は国に返すべきものなのか、あるいは、それぞれの事業の中で調整をできるものなのか、どういうふうな扱いのものなのか質問をいたします。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 地方創生分につきまして質問でございますけれど、今回何事業か補正のほうで対応させていただいておりまして、万が一上げさせていただいております事業費で不足という事態が生じた場合は、方法としましては町の補正、それから27年度で策定してまいります総合戦略が早目にできれば、27年度国の現年分の交付金を要望していくという形になろうかと思えます。仮にこの事業費が余った場合の方法としましては、金額的には国のほうから内示をもういただいておりますので、全額使い切るというのが基本になろうかとは思っています。どうしても使えないということになれば、返していかなければいけないのではないかというふうには今では思っております。



- 議長（加計雅章） 森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 確認ですけども、それぞれ地方創生の事業については、ほかな事業に回したりとかいう、プールということはできないということで判断をしてよろしいでしょうか。
- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（古川達也） 今回、経済対策といたしまして2種類ございますが、地域消費喚起生活支援型、これがプレミアムつきのユート分になります。もう一つが地方創生の先行型と、この2つの交付金の種類ということになります。これはこの2つの中では流用はできないということになります。先行型につきましては、事業計画の変更等可能であれば変更はできるというふうに伺っております。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑はありますか。5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 5番、梅尾でございます。補正予算の歳出の中で4点ほどお聞きをしたいわけですが、2問ずつ質問するという形でいいでしょうか、まずは20ページでございますが、中段に生活保護扶助事業というのがございます。2853万幾ら補正減になるわけです。生活保護世帯が昨年と今年の1月を比較しますと、戸数でいうと、91であったものが89ということで、保護率も6.7%ということですが、この時期に2800万の補正減でございますが、その要因というのはどこにあるのかなというふうに思っています。それから34ページでありますけども、これの中段でございます。工事請負費が1220万の減額になっています。これは小規模崩壊地の復旧事業でありますから、例えば裏山が崩れたよというふうな場合に使う事業だというふうに思うわけですが、それはもともと戸数をこのぐらい予想していたけれども、そういう災害がなかったから減額するんだよということでもいいのかどうか、お確かめさせていただきたいと思っております。以上です。
- 議長（加計雅章） 福祉課長。
- 福祉課長（清水孝幸） 予算書の20ページの生活保護の扶助費が2800万円余り減額ということでございます。この要因はということでございますが、端的に言いますと、就労、収入の増加という方が7件いらっしゃいまして、ここが大きな要因になっております。先ほど議員おっしゃいましたが、25年度の96件から現在では86件、10世帯ほど保護者が減っておりますので、この金額になっております。もう一つは予定、予定ということはないんですけども入院される方が少なくなっていることで、そのことで、この減額も影響しています。ひと月に50万、60万の入院費用が要りますので、そこら辺のところも要因をしております。以上でございます。
- 議長（加計雅章） 建設調整監。
- 建設調整監（土井亮三） 34ページの小規模崩壊地復旧事業費の工事費の請負額の減ですが、これは県から補助いただいて行う治山工事です。当初4地区を予定しておりましたが、県の割り当てが2地区しかありませんでした。そのことによる工事費の減です。以上です。
- 議長（加計雅章） 5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 生活保護世帯の方の就労につかれたということで、それなりにしっかりご努力されておられるということ、本人もそうでありますけども、行政のほうもそれなりの指導されたのかなというふうに思っているところです。引き続き就労意欲を持たれて、生活保護に頼ることなくというふうな状況もますます進めていかれることを要請をしておきたいと思っております。それから、今の工事の件については了解をいたしました。それで46ページになりますけども、

一番下段でございます。芸北分校の生徒受け入れ支援補助金ということでございます。これが、私は説明を受けたのかもしれませんが、今芸北分校でありますけれども全国公募して、寮に入っただいて学校に通っていただくというふうな制度を行っているんですけども、そういう扱いがこの予算の中には含まれているのかどうかというのをお聞きをしてみたいと思います。それから52ページでありますけれども、これは教育費でございます。文化財についていろいろとご努力をしておられるわけでありまして。まず、文化財保護審議会の報酬というのが、わずか、わずかであるというふうな言い方は、またこれも適当でないかもしれませんが、10万幾ら予算がありますけれども、そのうち半分しか使ってもらっていないということなので、一体何を協議して、何人ぐらいで協議を行われるのかなということと合わせて、少し前になりますけれども、3年前に、この文化財の関係で古保利薬師の仏像の12体が国宝になりませんかというふうな質問をさせていただいたわけでありまして、そのときの答弁が3体国宝であった時期があるというふうにご答弁いただいて、その後、その中身は間違いではないのかなというふうに思いますけれども、いまだその訂正について言っていないというふうに思うわけでありまして、その事実の部分をお伝えを願いたいと思います。以上です。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石坪隆雄） それでは文化財保護審議会の件でございますけれども、これにつきましては、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査、審議をするということが主体でございます。それで審議委員さんは8人、それから今回予定をしておりましたのが、4回の審議会を予定をしておりましたが、2回ほどやっておりますので、その部分で減額になったということでございます。それから次に、平成23年12月議会の梅尾議員の一般質問の中で、国の重要文化財から国宝への1番目の質問で、ここに至った経緯と、この12体以外の仏像についての質問でございました。その質問に際しまして、国宝から重要文化財になった経緯を説明させていただきました。具体的には昭和17年、木造薬師如来座像と両脇侍像、この両脇侍像というのが日光・月光立像と月光菩薩立像でございますけれども、この3体が当時の国宝に指定をされたと申しました。しかしながら、答弁をしましたが昭和17年当時の国宝は薬師如来座像の1体でございました。再度経過を説明しますと、昭和17年、薬師如来座像が国宝に指定、両脇侍像を含む11体は重要美術品に認定をされました。そして昭和25年、文化財保護法の施行に伴い、従来の国宝は全て重要文化財に移行しました。昭和38年、追加指定して、両脇侍像が文化財に加わり、木造薬師如来座像及び両脇侍像となりました。別途に新たに9体が重要文化財に指定をされました。重要文化財につきましては2件12体が重要文化財の指定となっております。訂正をし、おわびを申し上げます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（細部俊彦） 予算書46ページの芸北分校の生徒受け入れ支援補助金のご質問でございますけれども、これは来年度の受け入れということで、地方創生分で251万円入っておりますけれども、全国公募も当然視野に入れましてしておりますけれども、まだ問い合わせ等はあったというふうには情報は聞いておりますけれども、広島県外の方が何人入ってこられるかという、まだ情報ははっきりはしておりません。全体では今21名の予算化をしております。補助金としては、以上です。

○議長（加計雅章） 5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 全国公募について、例えば今広島県では初めて高等学校あたりで全国に発信

をしてきてくださいということが取り組まれるというふうに聞いておりますので、具体的にどう  
いうふうな形でされるのかなということは、町の職員ではわかりにくいかなと思いますが、そ  
ういう意味での連携はとれていますかどうですかということをお聞きしたいと思います。生涯  
学習課長がご答弁いただいた古保利薬師の状況であります、丁寧に説明をいただきましたの  
でわかりました。このライブ中継を聞いておられる方が、そういうことがあったけども、事実  
はこうなんだなというのがよくおわかりになられたと思いますが、このことを町広報でお載せ  
いただくことができるかということ最後に期待をして質問は私は終わりたいと思いますが、  
答弁をお願いします。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（細部俊彦） 公募につきましては、全国発信をどういうふうに行っているかという  
ふうなことでございましょうけれども、私たちが承知をしている段階では、先だってございま  
した東京県人会のほうへ募集の要項等を配っておると。それで全国に、学校のほうからホーム  
ページのほうへ各学校へ学校長が発信をしていったというふうなことをお聞きしております。  
そこらあたりも含めて、今聞いている分はそこですけども、具体的にいろんな取り組みは、県  
教委を通じてもされているというふうなことでございます。以上です。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石坪隆雄） ただいま訂正をさせていただきました件を広報きたひろしまで広報  
ができるだろうか、訂正ができるだろうかということでございますが、その当時、広報きたひ  
ろしまには、この国宝の件については掲載をしております。したがって、今のところ訂  
正の掲載をすることは考えておりません。以上でございます。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わ  
ります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって  
討論を終わります。これより議案第29号、平成26年度北広島町一般会計補正予算第7号を  
採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第29号、平成26年度北広島町一般会計  
補正予算第7号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。午後1時より再開  
をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 02分 休 憩

午後 1時 00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 休憩前に引き続き本会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第30号 平成26年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

- 議長（加計雅章） 日程第30、議案第30号、平成26年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第5号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第30号、平成26年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第5号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第30号、平成26年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第31号 平成26年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 議長（加計雅章） 日程第31、議案第31号、平成26年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 5番、梅尾であります。歳出の2ページでありますけれども、特定環境保全公共下水道築造という工事でありますけれども、4950万円の補正減であります。説明では、国からの交付が減ったということですが、交付が減ること自体、工事が予定しておいたのがなくなったのかなというふうに思うわけですが、どこが予定されていて、どういうふうになって、これだけの減になったのかなというのをお聞きしてみたいと思います。
- 議長（加計雅章） 上下水道課長。
- 上下水道課長（清水繁昭） 当初、交付金のほうを9750万要望しておりました。それが最終的に交付予定額が7720万となっております。この差額分によりまして、2分の1補助でございまして、大体4000万見当の工事が減ったということで、こちらのほうが26年度中に予定しておりましたけれども、栃田地区の工事を予定しておりましたが、こちらのほうがこのような状況で26年度中完成することができませんでしたので、27年度に持ち越させていただくということになっております。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 本地の栃田地区ということであります。私、直接栃田地区との関係ということではございませんが、千代田地域を道を自動車で須倉地区から今田地区、あるいは寺原地区へ向けて走っておりますと、1年前、多分この議会の中でも質問させていただいたように記憶をしておりますけれども、マンホールが、汚水のマンホール、あるいは上水の止水栓等のマンホールがアスファルト舗装がオーバーレイされたことによって、そのマンホールだけが急速に陥没して水がたまると。舗装して道路が便利がよくなったんでありますけれども、逆に舗装して、マンホールによる落ち込みを作ってしまったという箇所を指摘したんですけれども、それが今回二度ほどそこを通ってみましたら、逆に今度は、その手だてをしてもらったわけですが、陥没してたのを多分柵を上げられて、その周りに、ちょうど今までと同じ高さのオーバーレイをされてフラットになったわけです。ですから、非常にいいんでありますけど、ただ、そ

ういうふうなことを、1回目は陥没をさせて、その陥没したのを保護するためにといいますか、改めるために嵩上げをしてオーバーレイをするというふうな二重の作業がされているというふうに思うんですけども、そここのところの自覚を私が見たとおりに実際になっているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） 大体、道路のオーバーレイというような工事あります時には、そういったものが事前にわかれば、そちらの関係課、関係機関等と協議をいたしまして、オーバーレイと同時にマンホールの嵩上げ等も一緒にやっていくという基本方針では考えております。ただ、本地寺原線だったかと思えますけれども、そちらのほうがちょっと関係課との協議ができておりませんでして、オーバーレイ工事のほうが先行して行ってしまったという現状がございます。今後はお互いに関係課等との協議、連絡を密にしながら、そういった二度手間にならないように施工していきたいと考えております。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 今のような場合、反省の弁、そういうことがないようにということを言われましたけれども、そういう場合は、国とか県とか、あるいは自主財源かもしれませんが、いずれにしても突き合わせをしながらということが必要だろうと思っておりますし、今、寺原地区については、そのマンホールの柵の近くに白いペンキがついて、何号まで13とか14までついていますから、嵩上げをするというのは誰が見てもわかるんです。わかるんですが、それを見た町民の人たちは、よくしてもらったんだから感謝はしたいんですけども、何でこういう窪みを作ったのというふうなことと、それからもう一回お金を出さなくちゃいけないという状況になるのを何とかならんのかというふうなことをおっしゃるわけで、そういうことをおっしゃられるようなことがないような全体的な工事見直しをしてもらわんとならんというふうに思います。もう一度答弁を求めます。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） 議員おっしゃいますように、これから、これまでもやってきたつもりではございますけれども、これからこういった連携がないというような形で工事が進まないように、今後気をつけてまいりたいと思っております。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第31号、平成26年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第31号、平成26年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第32号 平成26年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（加計雅章） 日程第32、議案第32号、平成26年度北広島町農業集落排水事業特別会

計補正予算第5号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第32号、平成26年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第32号、平成26年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 議案第33号 平成26年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第5号）

- 議長（加計雅章） 日程第33、議案第33号、平成26年度北広島町介護保険特別会計補正予算第5号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第33号、平成26年度北広島町介護保険特別会計補正予算第5号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第33号、平成26年度北広島町介護保険特別会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第34号 平成26年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 議長（加計雅章） 日程第34、議案第34号、平成26年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第34号、平成26年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第34号、平成26年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 議案第35号 平成26年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第35、議案第35号、平成26年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認め

ます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第35号、平成26年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第35号、平成26年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 議案第36号 平成26年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（加計雅章） 日程第36、議案第36号、平成26年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第36号、平成26年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第36号、平成26年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 議案第37号 平成26年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（加計雅章） 日程第37、議案第37号、平成26年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第37号、平成26年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第4号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第37号、平成26年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 議案第38号 平成26年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（加計雅章） 日程第38、議案第38号、平成26年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。

討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第38号、平成26年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第38号、平成26年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 議案第39号 平成26年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）

- 議長（加計雅章） 日程第39、議案第39号、平成26年度北広島町水道事業会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第39号、平成26年度北広島町水道事業会計補正予算第2号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第39号、平成26年度北広島町水道事業会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 議案第40号 平成26年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第3号）

- 議長（加計雅章） 日程第40、議案第40号、平成26年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより議案第40号、平成26年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第3号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第40号、平成26年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 予算審査特別委員会の審査報告

- 議長（加計雅章） 日程第41、予算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第41号、平成27年度北広島町一般会計予算から、議案第53号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計予算までの予算関係議案13件については予算審査特別委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。予算審査特別委員会、梅尾委員長。



○予算審査特別委員長（梅尾泰文） 平成27年3月23日、北広島町議会議長、加計雅章様。予算審査特別委員会委員長、梅尾泰文。議案第41号から議案第53号の平成27年度北広島町一般会計予算、特別会計予算、事業会計予算の予算審査特別委員会の審査を報告いたします。

1、審査対象、議案第41号、平成27年度北広島町一般会計予算、議案第42号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計予算、議案第43号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計予算、議案第44号、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算、議案第45号、平成27年度北広島町介護保険特別会計予算、議案第46号、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計予算、議案第47号、平成27年度北広島町電気事業特別会計予算、議案第48号、平成27年度北広島町芸北財産区特別会計予算、議案第49号、平成27年度北広島町診療所特別会計予算、議案第50号、平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算、議案第51号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算、議案第52号、平成27年度北広島町水道事業会計予算、議案第53号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計予算。以上13件。2、審査時期、平成27年3月16日から18日までの間の3日間であります。3、審査方法、平成27年第1回北広島町議会定例会開会の3月5日に平成27年度北広島町予算関係13議案の予算審査を行うために予算審査特別委員会を設置され、予算審査の付託を受けた。よって、特別委員会を3月16日、17日、18日に招集し、3月16日は執行者等の出席を求め、各会計の予算説明を受け、その後、17日、18日の2日間で質疑を行い、慎重審査を行い最後に特別委員会として採決を行ったわけであります。4、審査結果、付託を受けた平成27年度北広島町予算関係議案13件については原案可決と決定いたしました。5、審査意見であります。平成27年度予算は、箕野町政になって3年目の予算編成となるものである。合併後10年が経過し普通交付税の減額が始まり、財政状況が厳しい中、一般会計予算は157億7000万円の予算規模で、前年に比べ8.4%の増で、合併以来2番目に高い予算規模であります。平成26年度から大型プロジェクトである消防デジタル化や学校耐震化等の期限のある事業を実施していかざるを得ない状況の中で、若者定住を中心とした定住対策及び集落支援、健康対策事業など総合的な施策による地域活性化を最重要課題として重点的に予算配分されている。歳入では、固定資産税の評価替えに伴う減収、個人町民税の減収、国の交付税の見直しや人口減少等特別対策事業費の新設、臨時財政特別債の減額など、トータルで平成26年度と比較して1億円の減額となっており、地域振興基金、過疎地域自立促進基金を3億4000万円を繰り入れての予算編成となっております。平成27年度の主要施策、事業の展開の中で、本町の大きな課題である人口減少、少子高齢化対策として、若者定住、子育て支援対策に重点を置くべきであるが、総花的な予算配分となっております。選択と集中による大胆な予算配分をすべきではなかったかとの意見もありました。集落対策としての地域づくりコーディネーターの配置及び緑のふるさと協力隊の派遣は、平成26年度に設置した集落支援員制度をさらに発展させた取り組みであり、その結果が大いに期待されます。また、新年度新規に取り組まれる農業振興大会、平成26年度に引き続いて開催される産業フェアなどによる新規就農者の確保、育成及び地域産業の活性化が期待されております。豊平病院事業については、医師不足による経営の悪化が続いております。常勤医師の確保に全力を挙げて取り組まれない。本特別委員会の中では、本町の課題への取り組み、施策に多くの質問、意見、要望、提案等が出されております。これらを真摯に受けとめ、課題解決のために町長のより一層強力なリーダーシップ、管理職の指導力を求めるものであります。今後、地方交付税の減額、合併

特例債の期限、財政の健全化等を考えたときに、事業の選択と集中、業務の効率化、経費削減等の徹底により、さらなる財政健全化が求められています。平成27年度は地方創生元年であり、地方のオリジナリティーが強く求められています。地方版総合戦略等の策定に当たっては、町長、管理職及び職員が知恵を絞り、創意工夫による政策立案実行していただきたい。北広島町のまちづくりに向けて、より厳しさを持って事務執行に当たられるよう求めて報告をいたします。以上であります。

- 議長（加計雅章） これで委員長の報告を終わります。これより予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより予算関係13件について、議案ごとに討論及び採決を行います。なお、予算審査特別委員会へ付託した予算関係議案13件については、委員長の報告は全て採択です。原案可決です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 議案第41号 平成27年度北広島町一般会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第42、議案第41号、平成27年度北広島町一般会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第41号、平成27年度北広島町一般会計予算について反対討論を行います。今、北広島町民は、年金が削られるのに税金や物価は上がる、これでは暮らしていけない。無駄を省き、必要などころにお金を注いでほしい。安心して暮らせる地域にしてほしいなど、切実な願いを町政に求めています。平成27年度予算は、この願いに込めているか見定めたとき、賛成できることも含まれています。例えば、新しく地域コーディネーターと緑のふるさと協力隊を配置し、集落支援員と集落対策を進める。防災対策のため、防災ハザードマップを作成し、全戸への配布と地域防災リーダーの養成、そして昨年に引き続き中学生までの通院、入院の医療費助成などです。しかし、今後5年間で12億円交付税が削減され、公共施設の老朽化により、維持だけで年間12億円も必要とするなど、ますます財政の厳しさを増すことは明らかです。そのため、不要不急、無駄、不公平な支出は徹底して改めていかなければなりません。そうでなければ、町民の理解は得られるものではありません。とりわけ指摘したい点は、以下の2つです。まず、同和予算です。予算質疑では、各種補助金を洗い出し、来年度予算では5500万円の補助金を削減したとのことですが、解放団体の補助金は例年どおりの額を計上しています。廃止しない理由を、いまだに差別があると説明しますが、既に国の措置は終了しており、県内でも廃止する自治体が増えていることは繰り返し指摘していますが、なぜ、同和予算だけ特別扱いするのか、町民は納得できるものではありません。社会にはいまだ男性と女性、障害を持っておられる方、国籍などによって差別偏見があり、全ての人権を守るためには、一般行政で必要な対策を立て解決していくことが必要です。私は繰り返し、この議会でも訴えてきましたが、行政は受けとめようとしません。また、同和対策として行われ、数千万円もの莫大な貸付金の未返済を解決できず、毎年その債権の回収を放棄するという重大な事態が続いており、この間、2件だけで486万円も町民の財産を放棄し、これからも放棄し続けるという異常な事態です。公平・公正な行政を行うことができなければ、

町民の理解と協力は得られません。にもかかわらず、当事者支援は大きな意味があるとの認識には、とても同意できません。もう一つは、全町民が利用できない温水プールの指定管理料です。全町民が利用できず、莫大な建設費用と維持管理費がかかる温水プールの建設はやめるべきと、多くの町民から声が上がりました。そのプールの維持管理費である指定管理料3600万円が予算に含まれています。さらに供用開始して半年たちますが、全町民が利用できているのか、町は調べてもないことが明らかとなりました。やっとな指定管理者からの情報として、千代田7割、芸北、豊平、大朝が各1割ぐらいと説明しましたが、漠然としたデータでは対策はとれません。全町のセンタープール、健康づくりにいい施設であればあるほど、利用者数だけでなく地域を調べ、どうすれば全町民が利用できるか考えるべきではないでしょうか。少なくとも実態を調査すべきです。そのためのアンケートも実施しないようではとても賛成するわけにはいきません。これらは一つの例ですが、町民とともに元気な町をつくと願うなら、どの町民にも公平、公正な行政サービスが行き渡るよう力を尽くすべきと考えますが、残念ながら、そうになっていないため賛成できません。また、この予算にはマイナンバー制度を今年10月から本格実施するための準備を進めるための費用が含まれています。この制度は赤ちゃんからお年寄りまで住民登録している全員に、生涯変わらない番号を振り割り、多くの国民は、制度の内容を知らない中で、社会保障や税の情報など膨大な個人情報を国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安も広がっているのです。このような制度の導入費用は賛成できません。以上をもって、この予算には反対いたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（加計雅章） 歳升議員。

○13番（歳升芳信） 13番、歳升です。私は、議案第41号、平成27年度一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。平成27年度一般会計予算は総額157億7000万円と、合併以来2番目の大規模な予算編成となっております。歳出で見ると、内容的には中学校施設整備事業の約10億円余り、それと消防施設整備が約5億円となったことが予算規模が大きくなった主因と言えるところであります。町長の施政方針で表明されました重点配分による予算編成を行ったとされる若者定住対策及び総合的な集落対策による地域活性化については予算規模も小さく、内容的にも不満を覚えるものであります。一方、歳入については、町の借金となります起債発行額が24億円と、対前年度比5億円の増額となっております。また、町の貯金となります基金からの繰り入れが6億円余りと大きく取り崩しが行われております。特に、これから地方創生ということで取り組みが行われます地域総合戦略の財源ともなる過疎地域自立促進基金が2億円のうち1億4000万円が取り崩されております。長期的財政運営が図られているのかと疑問に思うものであります。また、金額的には小さいものの、ふるさと寄附金についても今年度実績を大きく下回る予算の計上であります。総体的に平成27年度予算を拝見すると、財源確保に向けた取り組みが見えてまいりません。一般質問、あるいは予算審査特別委員会においても、このことが指摘されました。例えば町有遊休地の処分、伐期を迎えている町有林の計画的な伐採による立木の売り払いなど、財産売却収入への取り組み、先ほど述べましたけども、ふるさと寄附金への積極的な取り組みも予算からは見えてまいりません。また、上下水道やきたひろネットの加入促進による特別会計への繰出金の減額を図る取り組みも十分なものとはいえません。このように財源確保に向けた取り組みが図られていない中で、安易に貴重な基金の取り崩しによる予算編成がなされたといえる平成27年度予算については、以上のことから全ての予算の内容に反対するものではありませんけども、いま一度、本町の将来を見

据えた予算編成が行われることを求めます。議員各位のご理解とご賛同よろしくお願いいたします。

- 議長（加計雅章） 次に、賛成討論はありませんか。9番、中村議員。
- 9番（中村勝義） 私は、平成27年度一般会計当初予算について賛成の立場から、賛成討論を行います。箕野町政3年目に入る平成27年度当初予算は、合併10年の新たな未来を生み出すための予算編成であります。その予算は、平成26年度に比較して12億2000万円増額率にして8.4%の増額予算となっております。その主な要因は、継続事業として芸北中学校校舎等建築事業6億5973万円、芸北共同調理場新築事業に1億1836万円、豊平中学校体育館改築事業に3億8401万円などの学校教育対策として、総額11億9508万円の大型事業や、新規事業として大きなものは、高機能消防指令センター改築事業に1億2450万円を初め千代田開発センター耐震化リフレッシュ事業に1億231万円などの大型事業は別といたしまして、総じてハードからソフトへ軸足を移し、地方創生に向けた国の支援事業も追い風に新規定住対策や子育て環境の充実策、農業の担い手育成では新たに新規事業として、農業振興大会の開催、高齢者・障害者育成対策や地域づくり振興対策では、昨年配置の集落支援員に続き、本年度新たに地域づくりコーディネーターの配置、さらに緑のふるさと協力隊の受け入れによる地域づくりの強化など、町民の暮らし重視に向け効果的な施策が随所にうかがわれます。財政的な制約がある中で、公約の全てを組み込むことは到底無理の中で、今やらなければならない事業が厳選され、将来に向けた計画的な予算配分となっております。まさに未来志向の元気なまちづくりの姿勢がうかがわれます。人口減少や少子高齢化が進む中、予算審査特別委員会での指摘事項に十分留意され、全職員一丸となり、危機感と問題意識を共有され、同じ方向を向き効果的な事業展開を図られ、町民の期待に最大限応えられますよう、強く求めて賛成討論といたします。議員各位の賛同をお願いいたします。
- 議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- 議長（加計雅章） 起立多数です。したがって、議案第41号、平成27年度北広島町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第43 議案第42号 平成27年度北広島町国民健康保険特別会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第43、議案第42号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。反対討論はありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第42号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計予算について、反対討論を行います。国民健康保険は、国民皆保険を支える大切な医療保険です。ところが高過ぎる国保税のため、滞納者が増え、この根幹が揺らいでいます。北広島町では滞納者の44世帯に資格証が発行されていますが、資格証で病院に掛かれば窓口で一旦医療費を全額自己負担として支払わなければならない、重病になっても医者にかかれない事態が社会問題化しています。そのため質疑で、資格証の発行はやめる考えはないかと問いま

したが、課長は、負担の公平性として交付をやめないと答弁しました。国保税は少ない所得の方ほど負担割合が高く、その1割も負担せざるを得ないようでは、払いたくても払えないのが実態です。負担の公平性、この名で弱者を切り捨てることがあってはなりません。入院が必要なら短期証発行するというなら、まず資格証の発行をやめた上で、被保険者と相談すべきと考えますが、どうしても発行をやめないと答弁には賛同できないため、この特別会計には反対いたします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（加計雅章） 起立多数です。したがって、議案第42号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第44 議案第43号 平成27年度北広島町下水道事業特別会計予算

○議長（加計雅章） 日程第44、議案第43号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第43号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第45 議案第44号 平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（加計雅章） 日程第45、議案第44号、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第44号、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第46 議案第45号 平成27年度北広島町介護保険特別会計予算

○議長（加計雅章） 日程第46、議案第45号、平成27年度北広島町介護保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第45号、平成27年度北広島町介護保険特別会計予算について反対討論を行います。先ほど第6期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を引き上げる条例改正に対して反対の意見を述べましたが、この予算には、その引き上げられた介護保険料が盛り込まれています。また、これまでは所得に関係なく自己負担は1割でしたが、計画により、今年8月から所得160万円以上、年金280万円以上の方は、倍の2割負担になることを前提としています。そのため、介護関係者からは、高所得と言えない人まで負担増となる。必要なサービス抑制が起りかねないという懸念が噴出しています。症状が重く、介護と医療の両方で自己負担をしている人、施設に入所して、食費、居住費の全額負担をしている人などには過酷な負担増となります。さらに特別養護老人ホームの入所条件が現在の要介護1から要介護3以上に厳しいものとなります。高い保険料を払い続けても必要なサービスを受けられず、利用料が2倍になる方も生まれるようでは介護保険制度への不信はますます強まっていきます。以上、反対理由を述べて、反対討論といたします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。賛成討論ありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（加計雅章） 起立多数です。したがって、議案第45号、平成27年度北広島町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第47 議案第46号 平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計予算

○議長（加計雅章） 日程第47、議案第46号、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第46号、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第48 議案第47号 平成27年度北広島町電気事業特別会計予算

○議長（加計雅章） 日程第48、議案第47号、平成27年度北広島町電気事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第47号、平成27年度北広島町電気事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第49 議案第48号 平成27年度北広島町芸北財産区特別会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第49、議案第48号、平成27年度北広島町芸北財産区特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第48号、平成27年度北広島町芸北財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第50 議案第49号 平成27年度北広島町診療所特別会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第50、議案第49号、平成27年度北広島町診療所特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第49号、平成27年度北広島町診療所特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第51 議案第50号 平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第51、議案第50号、平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第50号、平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第52 議案第51号 平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第52、議案第51号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。15番、美濃議員。

- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第51号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算について反対討論を行います。後期高齢者医療制度は、医療費のかかる75歳以上の人だけを強制的に切り離し、医療費が増えれば増えるほど負担が増える痛みを自覚させる所に根本的な問題があります。このような制度は即時廃止し、国民を年齢で差別する仕組みの根をきっぱりと絶つことが必要です。さらに今回の質疑では、75歳になると人間ドック補助がなくなるが、国保と同様に補助してはどうかとの考えを伺いましたが、無料検診と施設がん検診をかかりつけ医のところ受けたほうがよいとの答弁でした。しかし無料検診と施設がん検診は、一度にまとめて受けることはできません。同じであれば、国保と同様に人間ドック補助を行い、希望によって選択できるようにすることが受診率を高めることにつながると考えます。国保の検診を完全無料にしている安芸高田市は、75歳でも国保と同様に人間ドック補助を行っています。補助額も北広島町より高くしており、受診率も高まっています。このように年齢で強制的に差別され、それまでの国保と比べ、サービスも下がる後期高齢者医療の特別会計には反対です。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長（加計雅章） 挙手多数です。したがって、議案第51号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第53 議案第52号 平成27年度北広島町水道事業会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第53、議案第52号、平成27年度北広島町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第52号、平成27年度北広島町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第54 議案第53号 平成27年度北広島町豊平病院事業会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第54、議案第53号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第53号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計予算は、原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。


~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 57分 休憩

午後 1時 58分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第55 同意第1号 教育長の任命の同意について

○議長（加計雅章） 日程第55、同意第1号、教育長の任命の同意についてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより同意第1号、教育長の任命の同意についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、同意第1号、教育長の任命の同意については、同意することに決定いたしました。教育長の任命の同意を得られました池田庄策さんがおられますので、挨拶を受けます。

○教育長（池田庄策） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日施行され、北広島町も平成27年4月1日から新制度に移行されます。ただいま、新制度により箕野町長から新たに教育長に任命をされまして、町議会の同意をいただきました。一言ご挨拶を申し上げます。私は、北広島町教育委員会教育長を拝命いたしまして、これまで6年が経過をいたしました。この間、きたひろしま・夢・まなびプランを基本に、町民の皆様のご理解を受け、学校統合等に取り組んでまいりました。新年度は町政の機軸であります若者定住の一環として、小中及び中高の連携をさらに進め、北広島に愛着を持ち、次代を担う児童生徒の育成と町民の皆様の生涯学習が明るく元気なまちづくりにつながりますよう、教育行政に精進をしております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 暫時休憩をいたします。2時10分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 00分 休憩

午後 2時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第56 同意第2号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

○議長（加計雅章） 日程第56、同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論ありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意については、同意することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第57 同意第3号 副町長の選任の同意について

○議長（加計雅章） 日程第57、同意第3号、副町長の選任の同意についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、同意第3号について概要を申し上げます。議案書をお願いします。同意第3号、副町長の選任の同意につきまして説明します。副町長の退職に伴い、次の方を副町長に選任したいので、議会の同意を求めるものです。住所、広島市南区東雲本町2丁目12-18-601、氏名、空田賢治さんです。同意をよろしく願いをいたします。なお、住所につきましては、近日中に本町に移していただく予定となっております。

○議長（加計雅章） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論ありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより同意第3号、副町長の選任の同意についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、同意第3号、副町長の選任の同意については、同意することに決定をいたしました。ここで副町長の選任の同意を得られました空田賢治さんに挨拶をお願いしたいと思います。（副町長 入場）

○副町長（空田賢治） ただいま選任のご同意をいただきました空田と申します。お許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。ただいまの副町長選任のご同意につきましては、私にとりまして大変光栄でありますとともに、その職の重大さ、責任の重さを鑑みますと身が引き締まる思いでございます。甚だ微力ではございますけれども、町長を補佐し、北広島町の発展のために全力を尽くしてまいりたいと思っております。どうか議長初め議員の皆様方におかれまし

ては格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（加計雅章） 次に、退任をされます清水副町長より発言の申し出がありますので、これを許します。清水副町長。

○副町長（清水孝基） 桜前線が北上し、北広島にももう少しで桜の季節がやってまいります。春がやってまいりました。議員の皆さんには3月定例会大変お世話になりました。ありがとうございました。私こと、平成27年3月31日付をもちまして、北広島町副町長の職を一身上の都合により退職させていただくこととなりました。2年間ありがとうございました。箕野町政のスタートにかかわらせていただき、あっという間の期間でございました。在職中は、皆様方には多大なご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。職務としての私の対応、至らぬ点多々ありましたこと深くおわびを申し上げたいと思っております。少子高齢化、過疎化が続く中、若者定住対策や地方創生を推進し、明るく元気なまちづくりに向け、課題は山積でありますけれども、今後よろしくお願いいたします。退職後も引き続き川戸におります。一町民としておつき合いのほどよろしくお願いいたします。結びに、北広島町の益々の発展と議員の皆様方のより一層のご活躍、ご健勝を祈念を申し上げ、簡単措辞でございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第58 陳情・請願等の常任委員会審査報告

○議長（加計雅章） 日程第58、陳情、請願等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で常任委員会へ審査の付託を行っております陳情等の審査結果報告を求めます。総務常任委員会、梅尾委員長。

○総務常任委員長（梅尾泰文） 委員会審査報告を行います。最初に、採択を行わせていただき、続いて不採択を5件報告いたします。平成27年3月23日、北広島町議会議長、加計雅章様。総務常任委員会委員長、梅尾泰文。委員会審査報告、3月5日、本会議において本委員会へ付託された次の件については審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、要望第8号、件名、幹線道路の交差点等への防犯カメラ設置の支援・助力の要望。審査の結果は採択であります。採択の理由、安全・安心な地域づくりのために幹線道路の交差点等への防犯カメラの必要性は認められるので採択としました。ただし、住民監視、プライバシーの侵害の危惧もあり、管理、条件等の整理が望まれるということでもあります。続きまして、不採択を報告いたします。平成27年3月23日、北広島町議会議長、加計雅章様。総務常任委員会委員長、梅尾泰文。委員会審査報告、3月5日本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、要望第10号、平成27年度税制改正に関する提言について。審査の結果、不採択。理由は、要望第10号の中に道州制を導入するよう提案されています。本議会では、平成25年12月20日に道州制導入反対の意見書を関係機関に提出している経過もあり、不採択とするものであります。続いて、事件番号、陳情第8号、件名、

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出のお願い。これは閉会中の継続審査分でありまして、平成26年12月の定例会分でございます。審査の結果、不採択。続いて同じ名目でございますが、事件番号が陳情第10号、件名、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について。これも同じく平成26年12月定例会の継続分でございます。審査の結果不採択。続きまして、事件番号、陳情第17号、件名、特定秘密保護法の廃止を求める意見書採択を求める、陳情。これも平成26年12月定例会での継続としていた案件でございます。審査の結果、不採択。理由、内容について、全議員での研修もしてきましたけれども、議員間で統一するというには至らなかった。特定秘密保護法には課題もありますが、不採択とします。しかし採択すべきとの少数意見もあったことを申し添えておきます。事件番号、陳情第19号、件名、集団的自衛権の行使容認、閣議決定、の撤回を求める意見書採択を求める陳情。これも平成26年12月定例会の継続分でございます。審査の結果、不採択。理由は、現在の政治状況では猶予すべき点多くありますが、国レベルの事案との意見もあり、判断が難しいため不採択としたものであります。しかし、採択すべきとの少数意見があったことも申し述べておきます。以上で、報告を終わります。

○議長（加計雅章） 文教厚生常任委員会、真倉委員長。

○文教厚生常任委員長（真倉和之） それでは文教厚生常任委員会の陳情案件について報告します。平成27年3月23日、北広島町議会議長、加計雅章様。文教厚生常任委員会委員長、真倉和之。委員会審査報告でございます。3月5日、本議会において委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第23号、件名、平成27年度予算措置について。審査の結果は不採択とさせていただきます。理由につきましては、公設民営の施設運営における予算措置として赤字補填及び修理費などが今後認められ、当該施設は健全経営であり、今後は老朽化による多大な修理費が必要になると予想される。一般財源による予算措置には限界があり、施設運営に対する予算措置は妥当とは考えにくい。以上、議員各位のご賛同をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第59 陳情審査 陳情第8号 「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」提出のお願い

○議長（加計雅章） 日程第59、陳情審査を行います。陳情第8号、特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書、提出のお願いを議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。秘密保護法の廃止を求める意見書、提出を求める陳情第8号に賛成の立場で討論を行います。この陳情を受け、総務常任委員会では議員全員の協力のもと、陳情者を招き、秘密保護法の学習会を開き、継続審査として審議してきました。しかし、何が秘密かは秘密のため、秘密の範囲に歯止めがないこと、国民、メディアにも厳罰が処せられること、裁判になっても、どんな秘密が問題なのかも明らかにされず、検察や裁判所からも疑問が上がっていること。情報公開が重視される中、公務員を萎縮させ、内容を知る

うとすると国会議員まで処罰されること。秘密に携わる人物が漏えいする恐れがないかを調べる適正評価として身辺調査を行い、民間人も対象になること。今、世界中のどこにでも自衛隊が出動し、他国と一緒に戦争する国にしようとしています、その入り口になることなどなど、多くの疑問、不安は全く解消されていません。さらに監視するといわれる情報監視審査会の審査は秘密会で、会議録は公開されず、委員ですら許可なく閲覧できません。秘密の開示を受けた議員は、その内容を国会の外でも出せば刑罰に処され、国会質問で取り上げたら、懲罰の対象となり、除名処分まで受けかねません。これは憲法51条が保障する議員の発言、質問、討論の自由を奪うものであります。これらの懸念は全く払拭できず、国民の目と耳、口を塞ぎ、国民の言論、表現を抑圧し、日本国憲法の基本原則を根底から覆す希代の悪法である秘密保護法は、廃止することこそ求められているのであり、この陳情を不採択にすることには反対をいたします。同様の理由で、陳情第10号、17号に対しても採択すべきとの意見もあわせて述べさせていただきます。議員各位のご賛同をお願いします。

- 議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより陳情第8号、特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書、提出のお願いを採決いたします。本件については、委員長の報告は不採択です。採決については、北広島町議会会議規則第81条により、議題について賛成するものの多少を認定して、可否の結果を宣告することになっております。よって、委員長の報告が不採択の場合は、採決は採択とすることに賛成の方の挙手、または起立を求めるところであります。本件について採択とすることに賛成の方は起立願います。暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 29分 休憩

午後 2時 32分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（加計雅章） 再開をいたします。本件について採択とすることに賛成の方は起立願います。  
○議長（加計雅章） 起立少数です。したがって、本件については不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第60 陳情審査 陳情第10号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について

- 議長（加計雅章） 日程第60、陳情審査を行います。陳情第10号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。総務委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終

わります。これより陳情第10号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出についてを採決いたします。本件について、委員長の報告は不採択です。本件については、採択することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（加計雅章） 起立少数です。したがって、本件については不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第61 陳情審査 陳情第17号 「特定秘密保護法の廃止を求める」意見書採択を求める陳情

○議長（加計雅章） 日程第61、陳情審査を行います。陳情第17号、特定秘密保護法の廃止を求める、意見書採択を求める陳情を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより陳情第17号、特定秘密保護法の廃止を求める、意見書採択を求める陳情を採決いたします。本件について、委員長の報告は不採択です。本件については、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

○議長（加計雅章） 起立少数です。したがって、本件については不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第62 陳情審査 陳情第19号 「集団的自衛権の行使容認「閣議決定」の撤回等を求める」意見書採択を求める陳情

○議長（加計雅章） 日程第62、陳情審査を行います。陳情第19号、集団的自衛権の行使容認、閣議決定、の撤回等を求める、意見書採択を求める陳情を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。集団的自衛権行使容認の、閣議決定、撤回等を求める、意見書採択を求める陳情第19号に賛成の立場で討論を行います。これまで日本の自衛隊派兵は、戦争地域には行かない、武力行使しないという歯どめがありました。委員会の議論では、中国や北朝鮮が心配だから必要ではないかという議論がありましたが、安倍政権の真の目的は、それを全て取り払い、戦地にも出かけて、米軍などへの軍事支援も行う、周辺事態、という概念までなくして地球のどこへでも行く、アメリカの先制攻撃の侵略戦争であっても一緒に戦う。いつでも、どんなところにも、どんな戦争も自衛隊が海外に出ていき、軍事支援することができるようにしようとしているのです。そして、憲法9条まで変えようとしています。そのため、自民党の重鎮たちからさえも危惧の念が出されているのです。3月20日、自民党

と公明党が合意した安全保障法制整備の具体的な方向性についての合意文書でも明らかです。これら海外で戦争する国づくりへの暴走の大本とは、昨年7月の集団的自衛権行使容認の閣議決定であります。戦争する国にさせないためにも日本の若者が戦争で殺し、殺され、血を流させないためにも、この閣議決定を撤回させることこそが必要です。このような日本の進路を決定する重大事態に直面したとき、平和を願う町民に代わって、国に、そして安倍首相に対し、意見を出せる立場にある私たち北広島町議会が我が子や孫に胸を張って戦争をやめさせるため頑張ったと言えるよう、そして将来後悔しないために、この陳情を採択していただくよう、心からお願いをするものです。どうか議員の皆さんよろしくお願いします。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第19号、集団的自衛権の行使容認、閣議決定、の撤回等を求める、意見書、採択を求める陳情を採決いたします。本件について、委員長の報告は不採択です。本件については、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

○議長（加計雅章） 起立少数です。したがって、本件については不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第63 陳情審査 要望第8号 幹線道路の交差点等への防犯カメラの設置の支援・助力の要望

○議長（加計雅章） 日程第63、陳情審査を行います。要望第8号、幹線道路の交差点等への防犯カメラの設置の支援・助力の要望を議題といたします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより要望第8号、幹線道路の交差点等への防犯カメラの設置支援・助力の要望を採決いたします。本件について、委員長の報告は採択です。本件について、採択とすることに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、本件については採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第64 陳情審査 要望第10号 平成27年度税制改正に関する提言について

○議長（加計雅章） 日程第64、陳情審査を行います。要望10号、平成27年度税制改正に関する提言についてを議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論ありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。

これより要望第10号、平成27年度税制改正に関する提言についてを採決いたします。本件

について、委員長の報告は不採択です。本件については、採択とすることに賛成の方は挙手願います。

- 議長（加計雅章） 挙手なしです。したがって、本件については不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第65 陳情審査 陳情第23号 平成27年度予算措置について（お願い）

- 議長（加計雅章） 日程第65、陳情審査を行います。陳情第23号、平成27年度予算措置について、を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。12番、藤井議員。
- 12番（藤井勝丸） この老健施設の問題については、指定管理になったのは2年前だと思います。それで、黒字になったということなのですが、これは25年の黒字だと。26年度はどうであったろうかということです。それから2つ目は、これが直営から指定管理になって大幅な財源の削減になったというように私は伺っております。直営のときには町職員が、特に昼間は多くて、夜間はパートの方をお願いしておったと。特に夜間は厳しい勤務条件の中で、パートさんに頑張ってもらったということがあったと思うんです。今度指定管理になってからも恐らく夜間の問題については大変な状況じゃないかと。これも低賃金で頑張っておられるというようなことがあるんじゃないかと、そこらの改善を求めて今回の要望が出たのではないかと思います。その点についてお伺いいたします。
- 議長（加計雅章） 真倉委員長。
- 文教厚生常任委員長（真倉和之） ただいま質問されたことは2点あったと思いますが、第一、平成26年度の決算については、まだ3未でありますので、わからないと、決定はしておらないというように思いますし、労働条件の云々を言われましたが、これにつきましては、福祉課を通し広島県へ聞いていただき、広島県から国のほうへ経過を聞いていただきましたが、厚生労働省の労健局長通知によると、公立施設は対象とされていると、このため措置費の算定には算入しないということが来ておりますので、いずれにしても不採択とせざるを得んと思います。
- 議長（加計雅章） 藤井議員。
- 12番（藤井勝丸） 職員さんの、特に先ほど言いましたように、夜間勤務の方の待遇改善ということは、ここへ入っている施設の方のサービス向上維持につながるのではないかとというように思います。ということで、まだ26年度の決算も出てないというようなこともありますし、調査、議論不足ではないかというように感じるわけです。いきなり不採択ということでなしに、もう少し調査する必要等もあるのではないかとというように思います。いかがでしょうか。
- 議長（加計雅章） 真倉委員長。
- 文教厚生常任委員長（真倉和之） このことにつきまして、既に10月の時点から話をいただいております。これはお宅は経営的に悪くないということで、難しいということにしてまいりました。また要望出していただければいいわけですから、今回はこういう方向でさせていただきたい。それから働いておられる方をうちのほうからも夜勤に行っておられますので、その実情



については、よく聞き及んでおります。別に不足も言うておられませんので、一応こういうことで進めさせていただきたいというように思います。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。これより討論を行います、討論ありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより陳情第23号、平成27年度予算措置についてを採決いたします。本件について、委員長の報告は不採択です。本件については、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

○議長（加計雅章） 起立なしです。したがって、本件については不採択とすることに決定をいたしました。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 47分 休憩

午後 2時 48分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第66 発議第2号 北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第66、発議第2号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。17番、宮本議員。

○17番（宮本裕之） 発議第2号、平成27年3月23日、北広島町議会議長、加計雅章様。提出者、北広島町議会議員、宮本裕之。賛成者、北広島町議会議員、浜田芳晴。同中田節雄。同伊藤久幸。同真倉和之。同田村忠紘。北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条が改正されたことに伴い、全国町村議会議長会における標準、町村議会委員会条例第19条が改正されたことから、本町議会の委員会条例第19条中、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改正するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、発議第2号、北広島町議会町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第67 発議第3号 北広島町議会基本条例

- 議長（加計雅章） 日程第67、発議第3号、北広島町議会基本条例を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 発議第3号、平成27年3月23日、北広島町議会議長、加計雅章様。提出者、北広島町議会議員、梅尾泰文。賛成者、北広島町議会議員、森脇誠悟。同中村勝義。同美濃孝二。同大林正行。北広島町議会基本条例。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、地方自治における二元代表制の一翼を担う議会の役割の一層の重要性を認識し、議会の責任を果たして、町民の負託に全力で応えるために、北広島町議会基本条例を提出するものであります。基本条例の概要説明に移ります。この条例の前文でありますけれども、前文と8章、全16条からなる条文の概要説明をいたします。まず、前文は貴重だというふうに思いますので、少し長いわけでありまして、朗読をしたいと思っております。前文、議会は、ともに町民から直接選挙で選ばれた町長と独立対等な関係にあり、常に緊張感を保ち、活動することが求められている。議会の責務は、町民の多様な意見を的確に把握した意思決定、行政執行の監視、町民の利益を図る積極的な政策提案である。そのためには、情報の公開や発信、町民参加型への転換、議員相互の自由な討議が不可欠である。議会は、健康で豊かな田園文化のまちづくり、住民自治を発展させ、福祉の増進に貢献し、町民に開かれた議会を目指さなければならない。議員は全体の奉仕者としての品格を持ち、町民から信頼されるよう、常に研さんすることを決意し、この条例を制定する。が前文でございます。それでは、一つ一つの条文からなっておりますけれども、まず、1章ごとをまとめて、皆様にご説明したいと思っております。第1章 総則の目的は第1条からなり、町民が安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的として、議会の基本事項を定めたものであります。第2章 議会及び議員の活動原則は2条からなり、第2条、議会の活動原則、第3条、議員の活動原則の基本事項を定め、目的の達成に努めるものであります。第3章、町民と議会の関係は1条で、第4条、町民と議会の連携で、5項目の基本事項を定め、町民に開かれた議会、議会の活動情報など、積極的に町民に情報提供するものであります。第4章、町長と議会及び議員の関係は4条からなり、一般質問を含む本会議、常任委員会、特別委員会において、町長の反問権はございませんけれども、議論の熟度を高めるものとし、町長の町政執行に係る政策説明の詳細化、また基本計画、基本構想なども議決条件と定めるものであります。第5章、委員会の活動は、1条で、委員会の適切な運営、議長の委員会無所属を定めるものでございます。第6章、議会及び議会事務局の体制整備は3条からなり、議会事務局、議会図書、議会広報の充実を定めるものであります。第7章、議員の政治倫理、身分及び待遇は2条からなり、議員としての倫理、議員報酬、定数の条例改正の基本事項を定めるものであります。第8章、見直し手続として、議員の任期開始ごとに、この条例の検討を加えるものであります。最後に附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行することとしています。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（加計雅章） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論は

ありませんか。17番、宮本議員。

- 17番（宮本裕之） 17番、宮本でございます。発議第3号、北広島町議会基本条例に反対する立場で討論をいたします。まず、最初に本条例を策定するに当たり、中心に取り組みられました各議員に対しましては、深甚の敬意を表します。さて、平成の大合併、平成17年に行われた市町村合併が一段落した後は、この議会基本条例の策定に向けた取り組みが競うように行われたのも事実であります。しかし、条例には町長と議会とのルール、議員の活動を謳ったものが殆どでございますが、その条例が満足した機能を果たしていなくなった自治体も多くあると聞きます。また、町村議会の半数以上の自治体には、この条例制定に難色を示しているということも伺っております。今回提案された条例の内容、この中にも問題点があり、それをまず指摘させていただきたいと思えます。第3条3項、議員は町政の課題全般について町民の多様な意見を的確に把握するとともに、町政能力を高め、議員にふさわしい活動をするものとする。議員個人はそれぞれ思想・信条の自由を保持しております。議員にふさわしい活動とは一体どのようなものか説明できるものでもありませんし、統一できるものでもありません。続きまして、4条の3項、議会は、町民が議会の活動に参加できるような議会報告会等を開催し、意見交換できる場所を設けるよう努めるものとする。以前の文章には、場を設けるものとなっております。緩和されたように見えますが、内容は変わったものではございません。続いて第5項、議会は請願及び陳情を政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を直接求めるよう努力するものとする。また、これを意見等を討議に反映するように求めるといふ4項の項目もありますが、これには地域から、また住民からの要望書というものは謳ってありません。最後に、第5章、委員会の活動についてですが、委員会構成に当たり、公正・中立を保つためには、議長は、いずれの委員会にも所属しないと謳ってあります。これは委員会条例2条です。各委員は、総務常任委員、文教厚生常任委員、産業建設常任委員に6人ずつ所属すると謳ってあります。議長はいずれの委員会にも所属しないということになりますと、ここの委員会規則とこの条例は整合性がございません。そういった点を指摘させていただいて、この基本条例には反対するわけですが、私としての考えは、中にはやはりすばらしい内容の条例案もあります。こうした、ぜひともこれを条例化しなければならないものは一つ一つピックアップして条例化していくという筋もあるのではないかと考えます。今後は、各常任委員会において、それぞれ町民が一番期待されている政策は何か、これを行政に対して指摘、反映できるような条例案を作成することのほうがより重要になってくるものと考え、この基本条例に反対するものでございます。議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

- 議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。15番、美濃議員。

- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。賛成討論を行います。先ほど宮本議員から何点が指摘された点について、私の考えを述べさせていただきます。まず、第1点は、第3条の政策能力を高めて議員にふさわしい活動の、ふさわしい、とはどういうことかということですが、全体の中に、それが散りばめられておりますけれども、先ほど梅尾議員が紹介したように、前文の中に、議員は全体の奉仕者としての品格を持ち、町民から信頼されるよう、常に研さんをする。私は、これが議員にふさわしい活動だというふうに認識をしております。とりわけ、4町合併して地域の代表ということも大事ですけれども、それだけではなくて、全町の町民に責任を負う議会と、議員だという考えから、こういう点をあらわしているというふうに判断をします。また、報告会等について設けるよう努めるものとするという点について、これについ

ての疑問がなされました。やはり双方向の関係、議会と町民がさまざまに意見をやり合っていく。意見を聞き、こちらの考えも言う。そういう機会を独自に設けていくことが非常に重要で、その中から、先ほどあった政策能力を高めていくという点に結びついていくというふうを考えます。ですから、努めるものとするというふうにしていきましたけれども、どういう形をとっていくかという点を皆さんと一緒に考えていく必要はあるだろうというふうに思います。さらに、その後のこれら提案者の意見を直接求めるように努力すると、陳情等。という点について地域要望がないという話がありましたけれども、この6年前、例えば委員会を開催しても陳情者から意見を聞くということが全くありませんでした。合併をして。しかし、その後委員会が独自に陳情者から意見を聞くと言うふうになんて変わってきています。その項目を文章化をして明記をするということが必要だというふうに思っています。さらに委員会構成に当たり、公正・中立を保つための議長の話です。委員会条例の問題もありましたが、この条例が成立すれば、その整合性を図っていく必要があるというふうに思います。地方自治法が改正されて、各条例で、この議長の委員会所属はしないということを明記すれば、それは可能だというのは最近の解釈としてなされてきています。ですから、この整合性はとっていくというふうにいく必要があるだろうと。この議論は4年間、最初特別委員会を立ち上げて議論をし、素案をつくり、町と議論をしながら、お互いがこれを進めていくという点で努力をし、皆さんからも毎回といますか、何度も意見をお伺いしながら進めてきたものであります。ですから、ぜひこの条例を成立させて、皆さんと磨きをかけて、よりよいものにさらにしていくという努力が必要じゃないかというふうに思います。これが議員が求められている議員の自由な討議、また政策提案能力、そういうものを高めていく第一歩だというふうに思いますので、皆さんのご協力をよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（加計雅章） 起立多数です。したがって、発議第3号、北広島町議会基本条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第68 閉会中の継続審査の申し出

○議長（加計雅章） 日程第68、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付したとおり、産業建設常任委員会委員長より閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。以上で、本日の日程を全部終了いたしました。ここで、町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 3月議会定例会の閉会を前に一言お礼のご挨拶を申し上げます。3月5日の開会から本日までの19日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審

議のもと、提案をいたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。平成26年度も残り1週間余りとなり、平成26年度事業の整理を行い、地方創生元年に当たる平成27年度の重点施策に掲げました、若者定住対策をなし遂げるため、職員の奮起を促し、一丸となって事業推進に向け、邁進してまいりたいと考えております。今後とも町行政の運営につきまして、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、そして議員の皆様のご健勝を祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（加計雅章） 次の本会議は明日24日午前10時からの予定となっております。本日はこれで散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 09分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~